（流域管理官の職務）

第百二条　流域管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　流域別下水道整備総合計画に関すること。

二　下水道の放流水の水質の保全及び再利用に関する施策の企画及び立案に関すること。

三　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定による基本方針（下水道に係る部分に限る。）の策定に関すること。

四　特定都市河川浸水被害対策法の施行に関する事務のうち、下水道に係るものに関すること。

第百四条第六号中「第八条第一項第六号から第八号まで」を「第八条第一項第九号から第十一号まで」に改める。

第百七条第六号中「一般国道」の下に「並びに都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）」を加える。

第百十二条第六号中「北海道」を「都道府県道及び市町村道（国がその整備又は保全を行うものに限る。）並びに北海道」に改める。

第百十四条中「六課」を「七課」に、「住宅総合整備課」を「住宅総合整備課　安心居住推進課」に改める。

第百十五条第三号中「土地・水資源局及び都市・地域整備局」を「都市局及び住宅総合整備課」に改め、同条第四号中「土地・水資源局及び」を削る。

第百十六条第三号中「土地・水資源局の所掌に属する」を「宅地の供給に係る」に改める。

第百十七条を次のように改める。

（住宅総合整備課の所掌事務）

第百十七条　住宅総合整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　住宅の供給等に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関すること。

イ　宅地の造成に係る業務

ロ　土地区画整理事業（宅地の造成と併せて行うものに限る。）に係る業務

三　地方住宅供給公社の行う業務に関すること。

四　宅地の供給に関連する公共施設の整備に関する助成に関すること。

第百二十一条を削る。

第百二十条第六号中「都市・地域整備局」を「都市局」に改め、第一章第二節第三款第八目中同条を第百二十一条とする。

第百十九条を第百二十条とする。

第百十八条第三号中「総合政策局」を「土地・建設産業局」に改め、同条を第百十九条とし、第百十七条の次に次の一条を加える。

（安心居住推進課の所掌事務）

第百十八条　安心居住推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高齢者、障害者及び子どもを育成する家庭が安心して居住するために必要な住宅の供給等の推進に関すること。

二　家賃債務保証に関すること。

第百二十三条第七号中「自動車交通局」を「自動車局」に改める。

第百二十五条第二号中「土地・水資源局及び都市・地域整備局」を「土地・建設産業局及び都市局」に改める。

「第十目　自動車交通局」を「第十目　自動車局」に改める。

第百三十条を次のように改める。

（自動車局に置く課）

第百三十条　自動車局に、次の九課を置く。

総務課

安全政策課

環境政策課

技術政策課

自動車情報課

旅客課

貨物課

審査・リコール課

整備課

第百三十一条第一号中「自動車交通局」を「自動車局」に改め、同条第二号中「自動車交通局」を「自動車局」に、「技術安全部及び安全政策課」を「他課」に改め、同条第三号、第四号及び第六号から第八号までの規定中「自動車交通局」を「自動車局」に改め、同条第九号を次のように改める。

九　道路運送に係る助成に関すること（環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

第百三十一条第十一号中「政策統括官」を「総合政策局」に改め、同条第十六号中「自動車交通局」を「自動車局」に改める。

第百三十九条を削る。

第百三十八条に次の三号を加える。

五　自動車の検査に関すること。

六　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十一条及び第三十二条の規定による自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること。

七　独立行政法人評価委員会自動車検査分科会の庶務に関すること。

第一章第二節第三款第十目中第百三十八条を第百三十九条とする。

第百三十七条（見出しを含む。）中「審査課」を「審査・リコール課」に改め、同条第二号中「技術企画課」を「整備課」に改め、同条第五号中「環境課」を「環境政策課」に改め、同条第六号中「自動車交通局」を「自動車局」に、「こと」を「こと（道路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係るものを除く。）」に改め、同条を第百三十八条とする。

第百三十四条から第百三十六条までを削る。

第百三十三条第一号中「総務課」の下に「及び環境政策課」を加え、同条を第百三十七条とする。

第百三十二条第一号中「総務課」の下に「及び環境政策課」を加え、同条を第百三十六条とする。

第百三十一条の二第一号中「技術安全部」を「環境政策課」に改め、同条に次の五号を加える。

三　自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。

四　政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。

五　前二号に掲げるもののほか、自動車事故による損害賠償を保障する制度に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

六　独立行政法人自動車事故対策機構の行う業務に関すること。

七　独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会の庶務に関すること。

第百三十一条の二を第百三十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

（環境政策課の所掌事務）

第百三十三条　環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　自動車局の所掌事務に関する環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　道路運送に係る助成のうち環境の保全に係るものに関すること。

三　道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

四　道路運送車両の使用に関する事務のうち環境の保全に関すること。

五　放射性物質の道路運送車両による運搬に関する規制に関すること。

六　道路運送車両の使用に必要な物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

七　道路運送車両及びその使用に必要な機械器具に関する自動車局の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関すること。